

平成20年度日本学生支援機構 「特に優れた業績による返還免除」の申請について

平成16年度から、大学院第一種奨学金の貸与を受けている学生で、本年度中に貸与が終了する学生を対象に「特に優れた業績による返還免除制度」が実施されています。この制度は、在学中に特に優れた業績をあげた者を、各研究科等を経由のうえ東京大学が推薦し、日本学生支援機構が認定した場合に、課程別対象者の上限3割までが奨学金の全額または半額の返還が免除されるというものです。

申請希望者は、下記により申請してください。

1 対象者

平成16年度から20年度までに第一種奨学生に採用された大学院学生で、本年度中に貸与を終了（標準修業年限終了・短縮修了・退学・辞退等）する者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者。

※留年・休学等により21年度以降に引き続き在学する場合でも、20年度限りで奨学金の貸与が終了となる希望者は今回申請してください。

2 申請場所

所属する研究科等（専攻）の奨学金担当係 → 公共政策大学院係

3 申請期間

→ 平成21年2月13日（金）まで

4 申請方法

①「業績優秀者返還免除申請書（様式1-1,1-2）」を公共政策大学院在学生用掲示板からダウンロードする

②「業績優秀者返還免除申請書（様式1-1,1-2）」に必要な事項を記入・押印のうえ、必ず業績証明資料を添付する。（申請用紙に直接入力可、修正液使用は不可です。）

※様式1-1 両面刷は申請者本人が記入・押印、様式1-2「指導教員等の推薦理由」は指導教員等が記入・押印します。指導教員等への記入依頼はできる限り早く（遅くとも1月末まで）に行うようにしてください。

③ ①及び②を含めた申請書類及び提出部数などは、所属する研究科等（専攻）の奨学金担当係で確認のうえ提出してください。

→ ・申請書（様式1-1 両面刷 と様式1-2 を左肩ホチキス留めしたもの）

・・・原本1部コピー3部（コピーは押印後作成のもの）

及び ・該当業績を証明する資料（論文等）・・・原本1部コピー3部（ 〃 ）

（注1）平成21年度に貸与期間が残る者で平成21年4月以降の奨学金を継続しない者（辞退・退学予定者）も今回の申請になります。対象者は異動願（辞退）を作成し、所属する研究科等の奨学金担当係で研究科長印を押印のうえ、2月末日までに「本部奨学厚生グループ奨学チーム」に提出してください。

（注2）業績優秀者返還免除申請者で返還誓約書の提出がない者については、日本学生支援機構で業績免除が不認定とされる場合があります。本部奨学厚生グループ奨学チームへの返還誓約書の提出締切日は、次のとおりです。

・平成21年3月満期貸与終了者：平成20年12月12日（金）

（提出が遅れる場合も受け付けますので、未提出の方は、本部奨学厚生グループ奨学チームまで必ず連絡してください。）

・平成21年3月末日までに退学・辞退・短縮修了等を予定し、2月末日までに異動願を提出した貸与終了者：平成21年4月17日（金）

（注3）認定結果通知は、日本学生支援機構の業績優秀者免除認定委員会で認定後、日本学生支援機構または本学から各申請者に通知します。